

第7章 環境保全のための措置

本事業における環境保全のための措置として、予測・評価等の結果を踏まえ、現時点で実行可能な範囲で環境への影響を回避・低減するための環境保全措置をとりまとめた。

環境保全措置を表 7-1 に示す。

表 7-1 (1) 環境保全措置（工事の実施）

環境要素の区分			環境保全措置の内容
建設機械の稼働	大気環境	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	・排ガス対応型建設機械の積極的な利用を図る。 ・建設機械の定期的な整備・点検により、整備不良に伴う排出ガスの増加の抑制を図る。 ・工事の平準化により、建設機械の日稼働台数と日稼働時間の抑制を図る。 ・アイドリングストップの励行により、排出ガスの抑制を図る。
		粉じん等	・工事作業中は敷地境界上に仮囲いを設置し、適宜、散水を行い粉じんの飛散抑制を図る。 ・強風により粉じん等の飛散が考えられる際には、作業を一時中止し粉じん等の飛散抑制を図る。
		騒音	・低騒音型建設機械の積極的な利用を図る。 ・建設機械の定期的な整備・点検により、整備不良に伴う騒音の発生の抑制を図る。 ・工事の平準化により、建設機械の日稼働台数と日稼働時間の抑制を図る。 ・アイドリングストップの励行により、騒音の発生の抑制を図る。 ・防音シートの設置により、騒音の発生の抑制を図る。 ・可能な限り騒音を低減できる工法に基づく施工により、騒音の発生の抑制を図る。
		振動	・建設機械の定期的な整備・点検により、整備不良に伴う振動の発生の抑制を図る。 ・工事の平準化により、建設機械の日稼働台数と日稼働時間の抑制を図る。 ・アイドリングストップの励行により、振動の発生の抑制を図る。 ・可能な限り振動を低減できる工法に努め、振動の発生の抑制を図る。
資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行	大気環境	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	・工事の平準化により、資材及び機械等の運搬に用いる車両の日交通量と時間交通量の抑制を図る。 ・資材及び機械等の運搬に用いる車両の定期的な整備・点検により、整備不良に伴う排出ガスの増加の抑制を図る。 ・資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行に当たっては、走行速度や積載量等の交通規制の遵守を徹底し、排出ガスの抑制を図る。 ・運転者へのエコドライブやアイドリングストップの励行により、排出ガスの抑制を図る。 ・工事関係者は極力相乗りすることにより、車両台数の抑制を図る。

表 7-1 (2) 環境保全措置（工事の実施）

環境要素の区分			環境保全措置の内容
資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行	大気環境	粉じん等	・強風により粉じん等の飛散が考えられる際には、作業を一時中止し粉じん等の飛散抑制を図る。 ・施工区域の出入り口にタイヤ洗浄設備等を設置し、タイヤや車体に付着した土砂を払い落とすことで、粉じんの飛散抑制を図る。 ・土砂の搬出入にあたっては、必要に応じてシートで被覆を行い、粉じんの飛散防止を図る
		騒音	・工事の平準化により、資材及び機械等の運搬に用いる車両の日交通量と時間交通量の抑制を図る。 ・資材及び機械等の運搬に用いる車両の定期的な整備・点検により、整備不良に伴う騒音の発生の抑制を図る。 ・資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行に当たっては、走行速度や積載量等の交通規制の遵守を徹底し、騒音の発生の抑制を図る。 ・運転者へのエコドライブやアイドリングストップの励行により、騒音の発生の抑制を図る。 ・工事関係者は極力相乗りすることにより、車両台数の抑制を図る。 ・建設副産物発生量の削減により、車両台数の抑制を図る。
		振動	・工事の平準化により、資材及び機械等の運搬に用いる車両の日交通量と時間交通量の抑制を図る。 ・資材及び機械等の運搬に用いる車両の定期的な整備・点検により、整備不良に伴う振動の発生の抑制を図る。 ・資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行に当たっては、走行速度や積載量等の交通規制の遵守を徹底し、振動の発生の抑制を図る。 ・運転者へのエコドライブやアイドリングストップの励行により、振動の発生の抑制を図る。 ・工事関係者は極力相乗りすることにより、車両台数の抑制を図る。 ・建設副産物発生量の削減により、車両台数の抑制を図る。
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	・工事工程の調整により、資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行の平準化を図り、建設工事の最盛期の台数の低減に努める。 ・資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行の増加により、利用者の通行に支障をきたすと想定される場合には、必要に応じ交通整理員等を配置する。 ・上述する環境保全措置について、工事関係者に周知を図る。
切土工等及び焼却施設等の設置	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	・残土は可能な限り場内利用し、利用できない場合は他工事での利用に努める。 ・建設副産物は、資源化可能な限り資源化し、資源化できないものについては廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、適切に処理を行う。 ・可能な限り建設副産物の低減に配慮する。

表 7-1 (3) 環境保全措置（土地又は工作物の存在及び供用）

環境要素の区分			環境保全措置の内容
地形改変後の土地及び施設 の存在	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	・色彩については、「呉市景観計画」（平成27年9月改訂、呉市）に基づき、周辺景観との調和を図ったデザインとする。
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	・主要な人と自然との触れ合いの活動の場に直接改変が及ばない計画とした。
施設の稼働（排ガス）	大気環境	硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、有害物質	・施設整備計画に基づく大気汚染防止対策（表 6.1.2-30 参照）に示す方法を採用することにより、大気汚染物質の排出削減を図る。 ・法規制値以下となる自主基準値を設定したうえ、基準値を下回る施設運用を図る。なお、定期的な調査により、施設の排出ガス濃度について調査・確認を行う。
		悪臭	・炉内温度を適切に管理することにより、煙突排出ガスから発生する悪臭の低減を図る。
	土壌に係る環境 その他の環境	ダイオキシン類	・ろ過式集じん器（バグフィルタ）の設置により、排ガスから発生するダイオキシン類の低減を図る。 ・自主基準値を設定したうえ、基準値を下回る施設運用を図る。
	温室効果ガス	二酸化炭素	・適切な運転管理による助燃用等の燃料の消費低減に努める。 ・積極的な省エネルギー設備や機器の導入に努める。 ・不要な照明の消灯や冷暖房温度の適正な設定に努める。 ・ごみの焼却に伴う熱エネルギーの有効利用に努める。
施設の稼働（機械等の稼働）	大気環境	騒音	・自主基準値を設定したうえ、基準値を下回る施設運用を図る。 ・プラント設備は原則建屋内に配置することにより、騒音の発生の抑制を図る。 ・出入り口はシャッター等を設置することにより、騒音の漏洩防止を図る。 ・騒音が著しい設備機器については、隔壁やラギング等を設置することにより、騒音の発生の抑制を図る。
		低周波音	・プラント設備は原則建屋内に配置することにより、低周波音の発生の抑制を図る。 ・出入り口はシャッター等を設置することにより、低周波音の漏洩防止を図る。 ・低周波音の発生が著しい機械を設置しないことにより、低周波音の発生の低減を図る。
		振動	・自主基準値を設定したうえ、基準値を下回る施設運用を図る ・振動が著しい設備機器については、独立基礎等の振動対策を採用することにより、振動の発生の抑制に努める。 ・主要な振動発生設備機器については、基礎部へ防振装置を設けるなどの対策を行うことにより、振動の発生の抑制に努める。
		悪臭	・ごみピット内の負圧を維持することにより、施設から漏洩する悪臭の抑制を図る。 ・屋外への開口部に自動扉及びエアカーテンを設置することにより、施設から漏洩する悪臭の抑制を図る。 ・脱臭装置を通過させて排気することにより、施設から漏洩する悪臭の抑制を図る。 ・ごみピットに消臭剤を散布することにより、施設から漏洩する悪臭の抑制を図る。

表 7-1 (4) 環境保全措置（土地又は工作物の存在及び供用）

環境要素の区分			環境保全措置の内容
廃棄物の搬出入	大気環境	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	・廃棄物の搬出入に用いる車両の定期的な整備・点検により、整備不良に伴う排出ガスの増加の抑制を図る。 ・運転者へのエコドライブやアイドリングストップの励行により、排出ガスの抑制を図る。
		粉じん等	・呉市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの発生抑制・減量化やごみの分別・資源化等のより一層の推進により廃棄物の搬出入回数の削減を図る。
		騒音	・廃棄物の搬出入に用いる車両の定期的な整備・点検により、整備不良に伴う騒音の発生の抑制を図る。 ・運転者へのエコドライブやアイドリングストップの励行により、騒音の発生の抑制を図る。 ・廃棄物の搬出入に用いる車両の運行に当たっては、走行速度や積載量等の交通規制の遵守を徹底し、騒音の発生の抑制を図る。 ・早朝・夜間の受付規制により、騒音の発生の回避を図る。
		振動	・廃棄物の搬出入に用いる車両の定期的な整備・点検により、整備不良に伴う振動の発生の抑制を図る。 ・運転者へのエコドライブやアイドリングストップの励行により、振動の発生の抑制を図る。 ・廃棄物の搬出入に用いる車両の運行に当たっては、走行速度や積載量等の交通規制の遵守を徹底し、振動の発生の抑制を図る。 ・早朝・夜間の受付規制により、振動の発生の回避を図る。
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	・車両運転者に対して、走行速度等の交通法規を厳守させるよう指導を徹底することにより、利用者への影響の低減を図る。
廃棄物の発生	廃棄物等	一般廃棄物	・呉市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの発生抑制・減量化やごみの分別・資源化等により一層の推進を図る。